

寒川町告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づく協議を行い、藤沢市と寒川町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する規約(平成24年寒川町告示第8号)の一部を改正したので、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

藤沢市と寒川町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する
規約の一部を改正する規約

藤沢市と寒川町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する規約の一部
を次のように改正する。

第1条第1号中「別表2の2」を「別表4の2」に改める。

附 則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。